

国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図るうえで効果的である。長野県では平成 25 年度 30 人規模学級（35 人基準）を中学校 3 年生まで拡大し、これで小中学校全学年において 35 人学級が実施されることとなった。しかし、平成 23 年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校 1 年は 35 人であるが小学校 2 年生以降は 40 人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施に伴って増える教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に臨時任用の教員が大幅に増えている。

少人数学級の推進は、わが国の義務教育水準の維持向上を図るうえで重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。義務標準法改正により、小中学校の全学年で 35 人以下学級を速やかに実現するよう強く要請する。

そのためにも、GDP 比で大変低い水準にある教育費を OECD の平均並みに引き上げることが必要である。豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

- 1 国の責任において 35 人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 12 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議長 原 悟 郎

(宛 先)

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

